平成２３年（再ロ）第１１号

大阪府守口市金下町２丁目３番７―301号
再生債務者　宮本　幸成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２号

福岡県太宰府市通古賀２丁目９―23―301
再生債務者　黒田紀代美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第１号

宮城県石巻市前谷地字横沼44番地
再生債務者　菊地　広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月27日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２３年（再ロ）第７号

大阪府吹田市原町３丁目46番１―602号
再生債務者　植田　隆治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１０号

大阪市鶴見区放出東２丁目22番32号
再生債務者　松下　喜一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２４号

大阪府東大阪市河内町11番17号
再生債務者　濱田　和範
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
なお、この合併については、平成二十三年六月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
平成二十三年七月五日
東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号
（甲）財団法人首都高速道路協会
理事長（理事）　小鷲　茂
東京都港区虎ノ門一丁目一番三号
（乙）財団法人首都高速道路補償センター
理事長（理事）　小平　申二
東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号
（丙）社団法人首都高速サービス推進協会
会長（理事）　渡辺　勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年七月五日
愛知県瀬戸市弁天町三九番地の一
合資会社井上化成
代表社員　井上　鎮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年七月五日
鹿児島県奄美市名瀬有屋町一七番地九
合資会社湧泉
代表社員　泉　浩二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少し五億一千万円とすることにいたしました。減少した資本金の全部をその他資本剰余金に計上いたします。
効力発生日は平成二十三年八月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十三年六月二十七日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.2211.jp/
平成二十三年七月五日
東京都中央区新川一丁目一六番三号
フジフューチャーズ株式会社
代表取締役　寺町　博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し八百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年七月五日
大阪府吹田市元町一三番五号
有限会社吹田人材サービス
代表取締役　秋山　久美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年八月十五日であり、株主総会の決議は平成二十三年六月二十八日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十八日
掲載頁　一一四頁（号外第一三八号）
平成二十三年七月五日
大阪市城東区今福西三丁目一二番一〇号
豊石株式会社
代表取締役　植田　光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円減少して一億円とし、減少額全額を資本準備金とします。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表は、平成二十三年六月二十二日付官報（号外第一三一号）の一三五頁に開示しております。
平成二十三年七月五日
和歌山県和歌山市梅原五八五番地
和歌山ゴルフ場株式会社
代表取締役　北村多恵子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年七月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年七月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十三年七月五日
東京都新宿区天神町八番地
株式会社フォティーンフォティ技術研究所
代表取締役　鵜飼　裕司

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年七月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年八月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十三年七月五日
東京都千代田区東神田二丁目六番五号
株式会社オフィスバスターズ
代表取締役　天野　太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年八月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十三年七月五日
東京都千代田区東神田二丁目六番五号
株式会社オフィスバスターズ
代表取締役　天野　太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年七月二十日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年七月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十三年七月五日
東京都品川区西五反田二丁目二四番四号
株式会社コム
代表取締役　河内　大輔